

令和 8 年 度

鹿 嶋 市 予 算 書



目 次

○ 令和8年度鹿嶋市一般会計予算	1
第1表 歳入歳出予算	2
第2表 債務負担行為	8
第3表 地方債	9
○ 令和8年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算	11
第1表 歳入歳出予算	12
○ 令和8年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算	15
第1表 歳入歳出予算	16
○ 令和8年度鹿嶋市介護保険特別会計予算	17
第1表 歳入歳出予算	18
○ 令和8年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算	23
第1表 歳入歳出予算	24

○ 令和8年度鹿嶋市墓地特別会計予算	27
第1表 歳入歳出予算	28
○ 令和8年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算	29
第1表 歳入歳出予算	30
○ 令和8年度鹿嶋市水道事業会計予算	31
○ 令和8年度鹿嶋市下水道事業会計予算	35
○ 令和8年度鹿嶋市農業集落排水事業会計予算	39

令和 8 年 度

鹿 嶋 市 一 般 会 計 予 算



## 議案第2号

### 令和8年度鹿嶋市一般会計予算

令和8年度鹿嶋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,654,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月17日提出

鹿嶋市長 田口伸一

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額										
1市	税	12,049,249										
	1市	民	税	4,683,832								
	2固	定	資	産	税	6,448,079						
	3軽	自	動	車	税	233,736						
	4市	た	ば	こ	税	683,602						
2地	方	譲	与	税	330,476							
				1地	方	揮	発	油	譲	与	税	65,000
				2自	動	車	重	量	譲	与	税	207,000
				3森	林	環	境	譲	与	税	10,976	
				4特	別	と	ん	譲	与	税	47,500	
3利	子	割	交	付	金	13,500						
					1利	子	割	交	付	金	13,500	
4配	当	割	交	付	金	77,000						
					1配	当	割	交	付	金	77,000	
5株	式	等	譲	渡	所	得	割	交	付	金	106,000	
										1株	式	等
6法	人	事	業	税	交	付	金		200,000			
								1法	人	事	業	税
7地	方	消	費	税	交	付	金		1,900,000			
								1地	方	消	費	税
8ゴ	ル	フ	場	利	用	税	交	付	金	17,000		
									1ゴ	ル	フ	場

(単位：千円)

款	項	金額
9 環境性能割交付金		41,000
	1 環境性能割交付金	41,000
10 地方特例交付金		80,000
	1 地方特例交付金	80,000
11 地方交付税		909,903
	1 地方交付税	909,903
12 交通安全対策特別交付金		5,963
	1 交通安全対策特別交付金	5,963
13 分担金及び負担金		198,680
	1 負担金	198,680
14 使用料及び手数料		190,665
	1 使用料	132,282
	2 手数料	58,383
15 国庫支出金		4,749,350
	1 国庫負担金	4,289,523
	2 国庫補助金	436,265
	3 委託金	23,562
16 県支出金		2,144,130
	1 県負担金	1,539,439
	2 県補助金	464,530
	3 委託金	140,161
17 財産収入		131,375

(単位：千円)

款	項	金額
	1 財 産 運 用 収 入	35,261
	2 財 産 売 払 収 入	96,114
18 寄 附 金		1,026,000
	1 寄 附 金	1,026,000
19 繰 入 金		50,386
	1 特 別 会 計 繰 入 金	2
	2 基 金 繰 入 金	50,384
20 繰 越 金		200,000
	1 繰 越 金	200,000
21 諸 収 入		536,623
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	20,000
	2 市 預 金 利 子	4,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	26,443
	4 雑 入	486,180
22 市 債		696,700
	1 市 債	696,700
歳 入 合 計		25,654,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		191,928
	1 議 会 費	191,928
2 総 務 費		2,553,789
	1 総 務 管 理 費	1,896,246
	2 徴 税 費	338,980
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	206,002
	4 選 挙 費	47,517
	5 統 計 調 査 費	63,071
	6 監 査 委 員 費	1,973
3 民 生 費		11,705,878
	1 社 会 福 祉 費	5,578,418
	2 児 童 福 祉 費	4,754,455
	3 生 活 保 護 費	1,373,005
4 衛 生 費		2,053,479
	1 保 健 衛 生 費	885,324
	2 清 掃 費	1,168,155
5 労 働 費		174
	1 労 働 諸 費	174
6 農 林 水 産 業 費		353,398
	1 農 業 費	342,470
	2 林 業 費	2,279
	3 水 産 業 費	8,649

(単位：千円)

款	項	金額
7 商 工 費		737,756
	1 商 工 費	737,756
8 土 木 費		1,934,092
	1 土 木 管 理 費	65,171
	2 道 路 橋 り よ う 費	664,407
	3 都 市 計 画 費	273,570
	4 下 水 道 費	690,224
	5 住 宅 費	240,720
9 消 防 費		1,119,522
	1 消 防 費	1,119,522
10 教 育 費		3,134,038
	1 教 育 総 務 費	549,645
	2 小 学 校 費	485,300
	3 中 学 校 費	200,947
	4 幼 稚 園 費	227,817
	5 社 会 教 育 費	722,817
	6 保 健 体 育 費	947,512
11 災 害 復 旧 費		4,350
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,350
12 公 債 費		1,651,299
	1 公 債 費	1,651,299
13 諸 支 出 金		164,297

(単位：千円)

款	項	金額
	1 基金費	164,297
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合計	25,654,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和9年度ふるさと納税ポータルサイト利用手数料 及び決済手数料	令和9年度	寄附金額に対して契約等で定めるポータルサイ ト及び決済利用手数料率を乗じて得た額

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
デジタル活用推進事業	5,500	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方公共 団体との共同発 行を含む)	5.0%以内  ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者と協 定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利に借換 えすることができる。
防災施設整備事業	19,000			
社会福祉施設整備事業	5,700			
保育園施設整備事業	500			
鹿嶋斎苑整備事業	21,000			
ごみ処理施設大規模改修事業	24,700			
し尿処理施設大規模改修事業	25,200			
農業農村整備事業	25,700			
道路整備事業	184,200			
道路整備事業（社会資本整備総合交付金）	39,300			
公営住宅建設事業	118,200			
公園整備事業	700			
公園整備事業（社会資本整備総合交付金 防災安全交付金）	22,500			
消防施設整備事業	9,700			
小学校施設整備事業	52,200			
中学校施設整備事業	11,400			
社会教育施設等整備事業	2,200			
学校給食センター整備事業	41,700			
カシマススポーツセンター整備事業	2,700			
高松緑地温水プール解体事業	84,600			
計	696,700			



令和8年度

鹿嶋市国民健康保険特別会計予算



## 議案第3号

### 令和8年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算

令和8年度鹿嶋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,315,044千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月17日提出

鹿嶋市長 田口伸一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,287,756
	1 国民健康保険税	1,287,756
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
4 国庫支出金		161
	1 国庫補助金	161
5 県支出金		4,484,371
	1 県補助金	4,484,371
6 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
7 繰入金		513,625
	1 他会計繰入金	513,625
	* 基金繰入金	
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		28,079
	1 延滞金, 加算金及び過料	17,001
	2 預金利子	1
	3 雑入	11,077
歳入合計		6,315,044

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		37,598
	1 総務管理費	25,204
	2 徴税費	11,983
	3 運営協議会費	411
2 保険給付費		4,389,284
	1 療養諸費	3,792,684
	2 高額療養諸費	576,000
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	14,000
	5 葬祭諸費	6,000
	6 傷病手当金（新型コロナ関係）	500
3 国民健康保険事業費納付金		1,786,952
	1 医療給付費分	1,035,131
	2 後期高齢者支援金等分	514,945
	3 介護納付金分	176,652
	4 子ども・子育て支援納付金分	60,224
4 健康事業費		79,510
	1 特定健康診査等事業費	71,079
	2 健康事業費	8,431
5 積立金		1,000
	1 基金積立金	1,000
6 諸支出金		10,700

(単位：千円)

款	項	金額
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10,700
7 予 備 費	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	6,315,044

令和 8 年 度

鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算



議案第4号

令和8年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,296,009千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

鹿嶋市長 田口伸一

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,052,152
	1 後期高齢者医療保険料	1,052,152
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		240,606
	1 一般会計繰入金	240,606
4 繰越金		500
	1 繰越金	500
5 諸収入		2,750
	1 延滞金、加算金及び過料	200
	2 償還金及び還付加算金	2,550
歳入	合計	1,296,009

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療広域連合納付金		1,293,458
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,293,458
2 諸支出金		2,551
	1 償還金及び還付加算金	2,550
	2 繰出金	1
歳出	合計	1,296,009

令和 8 年 度

鹿 嶋 市 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算



議案第5号

令和8年度鹿嶋市介護保険特別会計予算

令和8年度鹿嶋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,939,271千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月17日提出

鹿嶋市長 田口伸一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		1,250,390
	1 介 護 保 險 料	1,250,390
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 国 庫 支 出 金		1,138,120
	1 国 庫 負 担 金	993,549
	2 国 庫 補 助 金	144,571
4 支 払 基 金 交 付 金		1,514,044
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,514,044
5 県 支 出 金		812,895
	1 県 負 担 金	770,410
	2 県 補 助 金	42,485
6 財 産 収 入		1,500
	1 財 産 運 用 収 入	1,500
7 繰 入 金		1,222,212
	1 一 般 会 計 繰 入 金	833,348
	2 基 金 繰 入 金	388,864
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		107
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	102
	2 預 金 利 子	1

(単位：千円)

款	項	金額
	3 雑 入	4
歳 入	合 計	5,939,271

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		68,481
	1 総務管理費	7,770
	2 徴収費	7,234
	3 介護認定審査会費	52,366
	4 趣旨普及費	1,111
2 保険給付費		5,466,660
	1 介護サービス等諸費	4,862,364
	2 介護予防サービス等諸費	241,368
	3 その他諸費	4,680
	4 高額介護サービス等費	126,360
	5 高額医療合算介護サービス等費	13,620
	6 特別給付費	39,096
	7 特定入所者介護サービス等費	179,172
3 地域支援事業費		397,264
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	257,056
	2 包括的支援事業・任意事業費	140,208
4 積立金		1,500
	1 基金積立金	1,500
5 諸支出金		2,366
	1 償還金及び還付加算金	2,236
	2 繰出金	1
	3 その他の支出	129

(単位：千円)

款	項	金額
6 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出	合計	5,939,271



令和 8 年 度

鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部  
土地区画整理事業特別会計予算



議案第6号

令和8年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算

令和8年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,531千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

鹿嶋市長 田 口 伸 一

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,950
	1 負担金	5,950
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 財産収入		134
	1 財産運用収入	134
4 繰入金		15,446
	1 基金繰入金	15,446
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
歳入合計		22,531

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 都市計画費		21,397
	1 土地区画整理費	21,397
2 諸支出金		134
	1 基金費	134
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	22,531



令和 8 年 度

鹿 嶋 市 墓 地 特 別 会 計 予 算



議案第7号

令和8年度鹿嶋市墓地特別会計予算

令和8年度鹿嶋市墓地特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,181千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

鹿嶋市長 田口伸一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		2,616
	1 使用料	2,614
	2 手数料	2
2 財産収入		17
	1 財産運用収入	17
3 繰入金		3,412
	1 基金繰入金	3,412
4 繰越金		2,136
	1 繰越金	2,136
歳入合計		8,181

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 墓園費		7,981
	1 墓園費	7,981
2 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		8,181

令和 8 年 度

鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算



議案第8号

令和8年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算

令和8年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ298,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

鹿嶋市長 田 口 伸 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰替金収入		298,000
	1 繰替金収入	298,000
歳入合計		298,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 集合支払費		298,000
	1 集合支払費	298,000
歳出合計		298,000

令和 8 年度

鹿嶋市水道事業会計予算



議案第9号

令和8年度鹿嶋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度鹿嶋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	22,400 戸
(2) 年間総給水量	6,300,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	17,260 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良工事	
イ 配水施設拡張費	162,029 千円
ロ 老朽管更新費	22,000 千円
ハ 配水場建設費	144,850 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 水道事業収益	1,923,289 千円
第1項 営業収益	1,808,438 千円
第2項 営業外収益	114,851 千円
支出 第1款 水道事業費用	1,840,051 千円
第1項 営業費用	1,731,443 千円
第2項 営業外費用	103,608 千円
第3項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額297,140千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金、過年度及び当年度分損益勘定留保資金にて補てんする。）。

収入	第1款	資本的収入	283,600千円
	第1項	企業債	267,000千円
	第2項	出資金	10,000千円
	第3項	負担金	6,600千円
支出	第1款	資本的支出	580,740千円
	第1項	建設改良費	330,902千円
	第2項	企業債償還金	249,838千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設整備事業及び老朽管更新事業	267,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年利5.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後について は、当該見直し後の利 率	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合には、その債権者と協定する ものによる。ただし、企業財政 その他の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えする ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の借入れの最高限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 60,262千円
- (2) 賞与等引当金繰入額 5,451千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、23,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

鹿嶋市長 田口伸一



令和 8 年度

鹿嶋市下水道事業会計予算



議案第10号

令和8年度鹿嶋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度鹿嶋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)水洗化戸数	16,000戸
(2)年間総処理水量	4,955,000 m <sup>3</sup>
(3)一日平均処理水量	13,575 m <sup>3</sup>
(4)主要な建設改良事業	
下水道建設費(社総交)	121,000千円
下水道建設費(防災・安全)	315,000千円
下水道建設費(単独)	190,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 下水道事業収益	1,791,928千円
第1項 営業収益	787,165千円
第2項 営業外収益	1,004,763千円
支出 第1款 下水道事業費用	1,789,782千円
第1項 営業費用	1,676,476千円
第2項 営業外費用	102,306千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額441,540千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金及び減債積立金にて補てんする。）。

収入 第1款	資本的収入	651,860千円
第1項	企業債	414,000千円
第2項	他会計出資金	5,500千円
第3項	国庫補助金	212,500千円
第4項	負担金及び分担金	19,860千円
支出 第1款	資本的支出	1,093,400千円
第1項	建設改良費	649,687千円
第2項	企業債償還金	443,713千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	387,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
下水道資本費平準化債	27,000			
計	414,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の借入れの最高限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 52,196千円
- (2) 賞与等引当金繰入額 4,850千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、20,000千円である。

令和8年2月17日提出

鹿嶋市長 田 口 伸 一



令和 8 年度

鹿嶋市農業集落排水事業会計予算



議案第11号

令和8年度鹿嶋市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度鹿嶋市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	535 戸
(2) 年間総処理水量	173,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	474 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 農業集落排水事業収益	138,309 千円
第1項 営業収益	20,500 千円
第2項 営業外収益	117,809 千円
支出 第1款 農業集落排水事業費用	124,549 千円
第1項 営業費用	117,309 千円
第2項 営業外費用	4,210 千円
第3項 特別損失	30 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,662千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金及び減債積立金にて補てんする。）。

収入	第1款	資本的収入	20,164千円
	第1項	他会計出資金	20,164千円
支出	第1款	資本的支出	28,826千円
	第1項	建設改良費	770千円
	第2項	企業債償還金	28,056千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の借入れの最高限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用、特別損失の各項に係る経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,658千円

(2) 賞与等引当金繰入額 847千円

令和8年2月17日提出

鹿嶋市長 田口伸一

